



# 熊本県公報

号外 第 29 号

平成 24 年 7 月 12 日 (木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 災害救助法による救助の実施…………… (健康福祉政策課) 1
- 災害救助法による救助の実施…………… ( " ) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 897 号の 2

平成 24 年 7 月 11 日からの大雨による災害に関し、同年 7 月 12 日から阿蘇市の区域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第 30 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を阿蘇市長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 23 条第 1 項前段の規定による通知をしたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第 897 号の 3

平成 24 年 7 月 11 日からの大雨による災害に関し、同年 7 月 12 日から熊本市の区域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第 30 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を熊本市長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 23 条第 1 項前段の規定による通知をしたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫